

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人金原政太郎の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。原判決が、被告人に死刑を科した第一審判決を維持したのは、本件犯罪の情状に照らして、まことにやむをえないと認められる。その他、所論の点につき、記録を調べても、刑訴法四一一条に該当する事由があるものとは認められない。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官高橋正八 公判出席

昭和四七年四月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸		盛一